平成２３年（フ）第６５５７号
大阪府東大阪市御厨東２丁目11番37号
債務者　小林　　悟
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　元氏　成保
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７８５号
大阪市北区国分寺１丁目２番31―510号
債務者　遠近　宣夫
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝野　修治
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３７１号
愛知県稲沢市稲沢町北山１丁目16番地　カレント北山Ａ―102
債務者　髙橋　俊晶
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第４２１号
函館市堀川町７番17号
債務者　吉田　尚弘
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１６３号
岐阜県不破郡垂井町宮代1070番地の４　県営宮代住宅Ａ617号
債務者　藤井　栄治
1　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
和歌山県西牟婁郡白浜町3292番地の１　南紀白浜ヴィラ408号
債務者　山縣　博美
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第６０号
和歌山県田辺市稲成町2341番地の１　ソファレハイツⅠ103号室
債務者　並川　利男
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１４０８号
埼玉県所沢市小手指台３―１　ライオンズマンション西所沢522、破産申立時の住所さいたま市岩槻区東岩槻６丁目19番地８
債務者　田中　一美
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９６号
埼玉県北本市本町２丁目９番地　アサヤマンション106
債務者　保坂　弥生
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４６号
埼玉県川口市大字安行原2534番地の10
債務者　遠藤　貢市
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４７号
埼玉県川口市大字安行原2534番地の10
債務者　遠藤　和子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４８号
埼玉県朝霞市幸町２丁目18番29号　カオルマンション502
債務者　川崎千代子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５６４号
埼玉県新座市大和田５丁目９番19号
債務者　長浜　裕子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８３号
埼玉県加須市馬内70番地10
債務者　金子　雅信
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５８４号
埼玉県加須市馬内70番地10
債務者　金子多恵子
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６１９号
さいたま市岩槻区大字南平野336番地１　レオパレスセゾンコート305号
債務者　前田　孝広
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２２号
埼玉県幸手市東２丁目33番９号
債務者　斎藤　聖一
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６２号
埼玉県和光市下新倉４丁目22番60号
債務者　小山　　晃
1　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月22日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係